

広島県告示第八百三十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
仁保一丁目十六地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を令和四年七月二十一日広島県告示第五百五十四号（以下「告示一」という）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱二号から四号までを順次結んだ線、標柱四号から六号までを昭和六十一年十二月二十五日広島県告示第千三百三十号（以下「告示二」という）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱六号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び二号は告示一で指定した土地に存する標柱六号及び五号と同一とし、標柱四号は告示二で指定した土地に存する標柱七号と八号を結んだ線上に存するものとし、標柱五号は告示二で指定した土地に存する標柱八号と同一とし、標柱六号は告示二で指定した土地に存する標柱八号と一号を結んだ線上に存するものとする。

郡市・区		広島市南区	
町		仁保一丁目	
大字			
字			
地番	道敷	二七〇番	標柱一号
二八一番	二七一番地先里	二八一番	標柱二号及び三号
甲二八二番	二七二番	甲二八二番	標柱四号及び五号
二八五番	二七一番地先里	二八五番	標柱六号
二七二番	道敷	二七二番	標柱七号
二七一番地先里	道敷	二七一番地先里	標柱八号
二七〇番地先里	道敷	二七〇番地先里	標柱九号
地番	道敷	二七〇番	標柱九号